

経 済 産 業 省

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

平成29年7月10日付け20170710資第2号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

官 印 省 略
20170710 資 第 2 号
平成 29 年 7 月 10 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款等以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運第2号
平成29年7月10日

経済産業大臣 世耕弘成 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役社長 瓜生道明



平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

平成29年7月5日からの大雨により、当社供給区域内のお客さまが被災し、福岡県朝倉市・朝倉郡東峰村・田川郡添田町および大分県日田市・中津市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する地域において被災されたお客さまから申出があった場合には、この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」という。）を適用するものとする。

- 1．被災されたお客さまの平成29年6月（支払期日が7月5日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：平成29年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2．被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：平成30年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3．被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成30年1月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：平成30年1月末日）

- ・ 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- ・ 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと

4 .被災されたお客さまが被災後 ,臨時電灯または臨時電力の申込みを行った場合で ,
その申込みが平成30年 1 月末日までに行われたときは ,その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日 : 平成30年 1 月末日)

5 . 従量電灯 C , 臨時電灯 C , 公衆街路灯 B , 低圧電力 , 臨時電力 , 農事用電力の被災されたお客さまで ,電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては ,平成30年 1 月末日までの間は ,その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日 : 平成30年 1 月末日)

6 . 被災されたお客さまが被災後 ,引込線 ,計量器 ,その付属装置 ,区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で ,その申込みが平成30年 1 月末日までに行われ ,かつ ,その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは ,原則として ,その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日 : 平成30年 1 月末日)

附

則

- 1．本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（平成29年7月6日付け20170706資第4号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2．本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

平成29年7月5日から的大雨により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生しました。（下記地域に災害救助法が適用）

このため、これらの地域および隣接する地域において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町、大分県日田市、中津市

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県うきは市、久留米市、八女市、嘉麻市、豊前市、朝倉郡筑前町、

三井郡大刀洗町、田川郡川崎町・大任町・赤村、京都郡みやこ町、

築上郡築上町・上毛町

大分県宇佐市、玖珠郡玖珠町

熊本県菊池市、山鹿市、阿蘇市、阿蘇郡小国町・南小国町

以 上